

令和8年度台湾における観光営業代行等業務委託
公募型プロポーザル募集要領

1 目的

現地の旅行動向等に関する情報を収集するとともに、現地旅行会社等に対して福井県の観光資源に関する情報の提供、セールスおよびプロモーション活動を実施することにより、本県の旅行商品造成、販売および本県への送客に結び付ける。

2 業務内容

- (1) 業務名 令和8年度台湾における観光営業等代行等業務委託
- (2) 業務内容 別添仕様書のとおり
- (3) 委託期間 契約日から令和9年3月24日まで
- (4) 予算限度額 10,628,000円（消費税等諸税を含む）

3 参加資格

次の要件を満たす者であること。

- (1) 台湾に活動拠点がある法人であること。
- (2) 日本語での企画提案書の提出および契約締結が可能であること。また、仕様書で定める営業地域において、現地の言語により交渉および文書の作成を行えること。
- (3) 当該業務を円滑に遂行するために必要な組織、人員及び資金等の経営基盤を有すること。
- (4) 当該業務に精通し、類似の業務実績を有すること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、または破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (7) 県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- (8) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または、暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
 - エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
 - オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有している者
- (9) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

4 スケジュール（予定）

本募集等にかかるスケジュールは次のとおり。

内容	日付	対応様式	提出方法
企画提案募集開始	4月10日（金）	—	—
質問票提出期限	4月16日（木）	様式3	電子メール
参加申込書提出期限	4月23日（木）	様式1、様式2	電子メール
企画提案書提出期限	5月7日（木）	様式4	電子メール
企画提案審査会	5月15日（金）	—	—

5 参加資格の認定の申請手続等

企画提案書を提出しようとする者は、次のとおり申請し参加資格の認定を受けなければならない。

（1）提出書類

ア プロポーザル参加申込書（様式1）

複数の事業者が共同で参加する場合、代表するものを定め、そのものが提出すること

イ 応募資格誓約書（様式2）

ウ 会社概要、履行体制がわかる書類（任意様式）

エ 台湾に活動拠点を有していることを示す書類（任意様式）

オ 決算が確定した直前期分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書）の写し（1年分）

カ 過去2年以内の類似事業の契約書等の写し

（2）受付期間

令和8年4月23日（木）15時まで（日本時間）

（3）提出方法

下記（4）あてに電子メールで送付すること。参加申込書を提出された事業者に対して受理した旨の電子メールをするため、提出後に連絡がない場合は電話で確認をとること。

なお、データ容量が10MBを超える場合は、下記システムを利用し提出すること。システムを利用して送付した場合もメールで連絡をすること。

【大容量ファイル受信システム】

<https://bokform.jp/Bok/pref-fukui/form/Entry?ID=bc88728b62bb4974bdc27665745891d6b6af296f8af344f48d02a7087e8165d1f6689f621e190338d9aca615d74f06f5f05a3355ddebc10fea165e6cb83dfe12>

※送信先県庁所属は「インバウンド交流課」を選択すること。

（4）送付先

福井県交流文化部インバウンド交流課 担当：木下

電子メール：inbound@pref.fukui.lg.jp

6 参加資格の結果通知

参加資格要件を審査し、その結果を令和8年4月27日（月）までに電子メールにて通知する。参加申込書を提出した者のうち、参加資格要件を満たさなかった者に対しては、満たさなかった旨および満たさないと判断した理由を電子メールにて通知する。

7 企画提案書の提出手続

(1) 提出書類

提出書類	部数
企画提案書（A4サイズ※縦横は問わない。） ・企画提案書の鑑（様式4） ・提案者の概要（組織体制、事業内容等） ・企画提案内容 ※10（2）評価項目および仕様書に沿って作成。	1部
経費見積書 ・内訳および見積総額 ※不課税取引（海外で発生する業務は税込表記のみ）と課税取引を分けて記載すること。 ※円建てで作成すること。契約金は日本円で締結し、為替変動による契約金額の変更は行わない。 ※人件費、通信費、交通費、物品費等の活動にかかるすべての費用を含めること。 ※支払い先が海外の口座になる場合は、振り込みにかかる手数料は事業者の負担とする。	1部

(2) 提出部数

PDFデータを下記（4）あてに電子メールで提出すること。参加申込書を提出された事業者に対して受理した旨の電子メールをするため、提出後に連絡がない場合は電話で確認をとること。

なお、データ容量が10MBを超える場合は、下記システムを利用し提出すること。システムを利用して送付した場合もメールで連絡をすること。

【大容量ファイル受信システム】

<https://bokform.jp/Bok/pref-fukui/form/Entry?ID=bc88728b62bb4974bdc27665745891d6b6af296f8af344f48d02a7087e8165d1f6689f621e190338d9aca615d74f06f5f05a3355ddebcl0feal65e6cb83dfel2>

※送信先県庁所属は「インバウンド交流課」を選択すること。

(3) 提出期限

令和8年5月7日（木）15時（日本時間）

(4) 提出先

福井県交流文化部インバウンド交流課 担当 木下

電子メール：inbound@pref.fukui.lg.jp

8 企画提案書の提出辞退

参加資格の認定手続き等に要する書類の提出後に、企画提案書の提出を辞退する場合は、辞退届（様式任意）を企画提案書の提出期限までに提出すること（電子メール）。

なお、企画提案の辞退は自由であり、今後、当該辞退による不利益な取扱いはない。

9 公告業務に関する質問事項

(1) 質問の受付

公告業務に関する質問事項については、質問票（様式3）により、令和8年4月16日（木）15時（日本時間）までに電子メールで提出すること。

- (2) 提出先
 福井県交流文化部インバウンド交流課 担当 木下
 電子メール：inbound@pref.fukui.lg.jp
- (3) 回答予定日
 令和8年4月17日（金）15時（日本時間）
 ※質問事項が多数ある場合は、別途電子メールで新たな回答日を通知する。
- (4) 回答方法
 質問に対する回答は、質問者および参加申込者全員に対して電子メールで回答する。

10 企画提案書等の審査および結果の公表

(1) 審査方法

県は審査会を設け、提出のあった企画提案書の内容を審査し、優先交渉権者を選定する。審査会はオンラインでの実施とし、参加資格を有する各事業者からプレゼンテーションを受け、評価を総合して優先交渉権者を決定する。

なお、審査会の時間や開催方法は各事業者に別途連絡する。

(2) 評価項目

項目	記載内容および留意事項
受託事業の実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 責任者および本業務の実施体制、県との連絡体制。 ・ 現地の旅行、観光業界、メディア等に精通しているか。(知識、経験) ・ 同種業務を行った実績があり、十分な成果を収めているか。
旅行会社等への営業活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1か月あたりの営業件数および年度営業件数、送客目標が示され、積極的な働きかけが期待できるか。 ・ アプローチ可能な旅行者、メディアの数が示され、効果的なプロモーションが期待できるか。 ・ 本県への送客に結び付けるための効果的な営業手法、具体的な戦略が示されているか。 ・ 福井県の商品造成状況や送客実績の把握方法が示されているか。
ファムトリップの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ ファムトリップの行程、招請する旅行会社の概要が示されているか。 ・ 行程は、台湾からの訪日旅行者の嗜好に合った、魅力的な行程となっているか。 ・ 本県への誘客が見込める効果的な旅行会社を選定しているか。
商談会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商談会の開催に当たって、構成や実施方法が示されているか。 ・ 参加する旅行会社の見込み数が示され、県内事業者とのマッチングが期待できるか。
イベント出展	<ul style="list-style-type: none"> ・ 旅行博等のイベントへの参加について、効果的なイベントが選定されているか。 ・ イベントでの効果的なプロモーション手法が示されているか。 ・ イベント内での旅行会社との連携方法、集客方法。
現地でのサポート体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商談会や現地セールス時のサポートやその後のフォローアップ、県内事業者からの問合せ等に対応できるか。
スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約期間中の業務スケジュールを記載すること。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仕様書で求める事柄以外の特筆すべき事項はあるか

(3) 追加資料

審査に当たり、必要に応じて追加資料の提出を求める場合がある。

(4) 優先交渉権者の決定と結果の通知

最も高い評価を受けた企画提案者を優先交渉権者として決定する。審査結果は、審査終了後に企画提案書提出者全員に電子メールにて通知する。なお、審査内容及び各事業者の企画提案内容、見積額等については非公開とし、審査結果に対する異議申し立ては一切認めない。

(5) 決定の取り消し

次の要件のいずれかに該当する場合には、決定を取り消すことがある。

- ア 企画提案者が参加資格を有すると偽った場合
- イ 企画提案書等の提出後、参加資格を失うこととなった場合
- ウ 企画提案書等に虚偽の内容が記載されていた場合

1.1 契約方法等

- (1) 県は優先交渉権者と協議を行い、契約の仕様や金額等について内容の詳細を定め、契約を締結する。したがって、優先交渉権者の選定時において、企画提案書に記載された全ての内容を承認するものではない。
- (2) 優先交渉権者が辞退した場合は、次点の者を優先交渉権者とし協議を行う。
- (3) 福井県財務規則第172条各号に該当の場合を除き、契約にあたり県に対し、契約金額の10/100以上の契約保証金の納付が必要。また、変更契約により契約額が増加した場合、増加額について契約保証金の追加納付が必要である。
- (4) 契約保証金は契約の履行完了を確認した後、還付する。この際、契約保証金に利息は付与しない。

1.2 契約の解除

契約締結後であっても、次の場合は契約を解除することができる。

- (1) 企画提案書等の提出書類に虚偽の記載が明らかになった場合
- (2) 業務遂行にあたって受託者に重大な瑕疵があった場合
- (3) 受託者に事業遂行の意思が認められない場合
- (4) 受託者に業務遂行能力がないと認められる場合
- (5) その他、契約を継続するに堪えない事情がある場合

1.3 その他

- (1) 県民等から情報公開請求があった場合、企画提案書等の情報公開を行う場合がある。
- (2) 参加に際して必要となる経費はすべて企画提案者の負担とする。
- (3) 書類等の作成および契約に用いる言語、通貨および単位は、日本語、日本円、日本の標準時および計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。なお、為替変動による契約金額の変更は行わない。
- (4) 審査の結果、優先交渉権者の選定に至らない場合は、中止またはその他の方法によることがある。
- (5) 企画提案書等を提出した後に辞退する場合は、速やかに連絡するとともに、書面にて申し出ること。
- (6) 優先交渉権者となった者は、会計法令に基づく契約手続きの完了までは県との契約関係は生じない。
- (7) この公募要領に定めのない事項については、県の指示に従うこと。

1 4 本件の問合せ先

〒910-0005

福井市大手2丁目4-13 大手合同事務所2階

福井県交流文化部インバウンド交流課 担当：木下

電話：0776-20-0699

電子メール：inbound@pref.fukui.lg.jp

1 5 様式等の掲載

福井県ホームページ

(<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kokusai/taiwandaikou2026.html>) から
ダウンロードすることができる。